

地域型・職域型年金委員制度のご紹介

年金委員制度は、国民の皆様が年金制度を広く知っていただくとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくことを目的として設立されました。

年金委員は、**地域型**と**職域型**に分かれます。地域型年金委員は自治会等の地域で、職域型年金委員は職場（厚生年金保険の適用事業所）で、年金事務所とのパイプ役となって年金に関する相談や助言を行います。



地域型年金委員

任期：3年(更新可)

概要	全国で4,770人に委嘱(平成30年3月末時点)
活動内容	町内会での年金相談や地域が開催する研修会等での年金に関する講演
推薦条件	<ul style="list-style-type: none"> ●国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある ●現在、自治会長、民生・児童委員、社会保険労務士として務めている(務めた経験がある)方 ●過去に年金委員(社会保険委員および国民年金委員を含む)として委嘱されたことがある方
推薦の流れ	市区町村等が、「年金委員推薦書(地域型)」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱「年金委員推薦書(地域型)」に「年金委員証明書(身分証明書)」用の顔写真を添えて提出してください。

職域型年金委員

任期：なし

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●全国で約113,000人に委嘱(平成30年3月末時点) ●厚生年金保険の適用事業所のうち、 300人以上の被保険者がいる事業所 → 2名以上 300人未満の被保険者がいる事業所 → 1名以上
活動内容	新入職員に対する年金制度の概要の説明や職場における年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きの相談・助言等
推薦条件	推薦時点において、厚生年金保険に関する事務を担当している(したことがある)等、職場において一定期間、年金や社会保険全般の実務経験があり、年金制度に関する知識がある方
推薦の流れ	厚生年金保険の適用事業所の事業主が、年金委員推薦書(職域型)を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱

年金委員への活動を支援します

日本年金機構では、厚生労働省が示した重点内容に基づき、年金委員の活動を支援しています。具体的には、活動の基本となる冊子や年金制度に関するリーフレット等を提供しています。

功績のある年金委員を表彰します

日本年金機構では、長年にわたり、政府管掌年金事業の推進および発展にご協力いただいている年金委員に対して感謝の意を表し、年金委員表彰を行っています。

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

～任意継続健康保険へのご加入を検討されているみなさまへ～

ご家族の方を扶養家族として申請する場合の添付書類が変更になりました

健康保険の扶養家族になるには、法律等で定められている一定の条件を満たす必要があります。平成30年10月より、扶養家族の条件を満たしていることを、以下の証明書類で確認いたしますので、申請書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

※在職中の方の扶養認定については、添付書類の取り扱いが一部異なりますので、日本年金機構へお問い合わせください。

添付書類

続柄が確認できる書類

- 戸籍謄(抄)本、または続柄の記載された世帯全員の住民票^(注1)
※在職時より引き続き扶養家族となる場合、添付を省略できます。

収入が確認できる書類

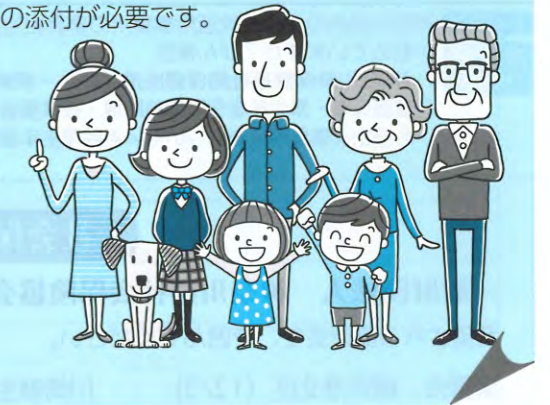
- 年間収入が「130万円未満^(注2)」であることが確認できる所得証明書等の書類
※16歳未満の場合、添付を省略できます。
※学生でも16歳以上の方は、非課税証明書等収入が確認できる書類の添付が必要です。

同居が確認できる書類(同居の場合)

- 世帯全員が記載された住民票
※在職時より引き続き扶養家族となる場合、添付を省略できます。

仕送り事実と仕送り額が確認できる書類(別居の場合)

- 振込の場合：預金通帳等の写し
- 送金の場合：現金書留の控え(写し)
※16歳未満または16歳以上の学生の場合、添付を省略できます。



注1) 住民票は、被保険者(本人)と扶養認定を受ける方が同居している場合に限りです。

注2) 認定を受ける方が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満となります。

	在職時より引き続き扶養家族となる場合	新たに扶養家族となる場合
同居している 被保険者(本人)と	① 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など	① 身分関係(続柄)を証明する書類 戸籍謄(抄)本または続柄の記載された世帯全員の住民票 ② 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ③ 同居していることを証明する書類 世帯全員が記載されている住民票
別居している 被保険者(本人)と	① 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ② 仕送り額の確認できる書類 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え(写し)	① 身分関係(続柄)を証明する書類 戸籍謄(抄)本 ② 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ③ 仕送り額の確認できる書類 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え(写し)

